

平成〇〇年〇月分の生活保護費に収入充当として返納させられたので、生活が不安定になり圧迫される旨主張する。

しかしながら、公の給付金である臨時福祉給付金等については、全額収入認定することとされており、また、処分庁は、平成〇〇年〇〇月〇日に、審査請求人からの臨時福祉給付金等について確認の電話があった際、審査請求人から平成〇〇年〇月分保護費から1回で収入充当してもよい旨の回答を得たため、平成〇〇年〇〇月〇日付で、その旨の通知を行った上で本件処分を行ったことが認められ、この取扱いに違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

また、本件処分で示された平成〇〇年〇月分最低生活費の額の算定に誤りはない。

したがって、本件処分は、違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年8月10日	諮問の受付
平成29年8月16日	第1回審議
平成29年8月17日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月6日 口頭意見陳述申立期限：9月6日
平成29年8月21日	審査請求人から主張書面を受領
平成29年9月11日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (4) 「年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付金の生活保護法上の取扱いについて」(平成28年4月1日社援保発第0401第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「給付金等通知」という。)において、「臨時福祉給付金等については、平成28年1月1日時点において被保護者であった者は、当該給付金の支給対象外となっている。(ただし、(中略)同月2日から同年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)一方、同年1月2日以後に被保護者となった場合等、当該給付金が被保護者に対して給付されることがある。この場合の収入認定の取扱いについては、支給月にその実際の受給額を認定することとする。」とされている。
- また、「平成28年度臨時福祉給付金の実施について」(平成28年4月1日付け社援発0401第7号厚生労働省・社会援護局長通知)の別紙「平成28年度臨時福祉給付金支給要領」では、支給対象者は、平成28年1月1日において市町村の住民基本台帳に記載されている者とされている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日 処分庁は、審査請求人の保護を開始した。
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇日付け平成〇〇年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金支給決定通知書(振込予定日：同月〇〇日)に

より、〇〇から審査請求人に対し、臨時福祉給付金等を支給することを決定した旨の通知があった。

(3) 平成〇〇年〇〇月〇日 処分庁は、電話にて審査請求人から臨時福祉給付金等による収入全額を平成〇〇年〇月分保護費にて収入充当することの了承を得た。

(4) 平成〇〇年〇〇月〇日 処分庁は、審査請求人に支給された臨時福祉給付金等（33,000円）について収入認定し、本件処分を行った。

3 判断

本件についてみると、平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は審査請求人の保護を開始し、平成〇〇年〇〇月〇日付け平成〇〇年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金支給決定通知書（振込予定日：同月〇〇日）により、〇〇から審査請求人に対し、臨時福祉給付金等を支給することを決定した旨の通知があったことが認められる。

上記1（4）及び（5）のとおり、局長通知の第10の2の（8）において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされているところ、処分庁が、上記1の法令等の定めに従い、審査請求人に支給された臨時福祉給付金等（33,000円）を収入認定し、これを平成〇〇年〇月分の保護に収入充当したことには、違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、本件処分により返納額を平成〇〇年〇月分の生活保護費に収入充当され、生活が不安定になる旨主張するが、平成〇〇年〇〇月〇日に、処分庁は電話にて審査請求人から臨時福祉給付金等による収入全額を平成〇〇年〇月分保護費にて収入充当することの了承を得ていること等から、本件処分により〇月分保護に収入充当したことについても違法又は不当であるということとはできない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子